

約が公正証書により交わされた場合は、当該校舎敷地に係る借地権の登記を省略することができること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる事項について、認可申請時まで満たしていること。

イ 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体である場合

(ア) 施設を借用することに係る権利取得の方法については、当該団体の定める法令その他規程に基づき、賃貸借契約、使用許可その他のいずれの形式であっても差し支えないものとするが、当該団体の定める法令その他の規程上認められる最長の期間の借用とすること。

(イ) (ア) に掲げる事項について、申請時まで満たしていること。ただし、議会の議事等の都合上これによりがたい場合は、当該団体からの確約を得ていること。

(3) 負担付きには、根抵当権の設定は含まれないものとする。ただし、6の(4)のアに規定する政府系金融機関又はこれに準ずる金融機関からの根抵当権の設定に関しては、この限りではないものとする。

(4) 校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合において、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが确实と認められる場合とは、短期借用期間終了後の教育活動が、安定的に継続できる保証を認可申請時まで得られていること等を指すこと。

5 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係）
完成年度の収支予算は、納付金収入、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等返済支出等を適正に見積もり、収支の均衡に十分留意すること。

6 設置経費について（審査基準第1の9関係）
(1) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、确实と見込まれる当該寄附又は補助の金額に限り、既に収納されている寄附金とみなして差し支えないこと。
(2) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次に掲げる書類等により、その真実性を確かめ得るもののみを算入すること。
ア 寄附者が地方公共団体の場合には、当該地方公共団体の長の寄附申込書及び議会の議決書等
イ 寄附者が株式会社等の法人である場合には、寄附申込書及び役員会の決議書その他の法人の意思決定を明らかにする資料等
ウ 寄附者が個人である場合には、寄附申込書及び納税証明書その他の当該個人の収入又は資産の状況を明らかにする資料等

(3) 「適正な償還計画」とは、当該年度における償還元金及び利子支出の

4 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の7関係）
完成年度の収支予算は、納付金収入、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等返済支出等を適正に見積もり、収支の均衡に十分留意すること。

5 設置経費について（審査基準第1の8関係）
(1) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、确实と見込まれる当該寄附又は補助の金額に限り、既に収納されている寄附金とみなして差し支えないこと。
(2) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次に掲げる書類等により、その真実性を確かめ得るもののみを算入すること。
ア 寄附者が地方公共団体の場合には、当該地方公共団体の長の寄附申込書及び議会の議決書等
イ 寄附者が株式会社等の法人である場合には、寄附申込書及び役員会の決議書その他の法人の意思決定を明らかにする資料等
ウ 寄附者が個人である場合には、寄附申込書及び納税証明書その他の当該個人の収入又は資産の状況を明らかにする資料等

(3) 「適正な償還計画」とは、当該年度における償還元金及び利子支出の

ことを指す。

(9) 既に学校を設置している設置者が専修学校等を設置する場合にあっては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等を含まないものであること。

(10) 「財務状況が良好」とは、総負債比率（総負債／総資産×100）が50以下であり、かつ、過去3年間のそれぞれの年度の**経常収支差額比率**（**経常支出（次に掲げるもののうちいずれかを指す。**

）－経常収入）／経常収入×100）がいずれも**10以上**である場合をいう。

ア 学校法人会計基準又はこれに準じて会計処理をする場合

教育活動支出及び教育活動外支出の合計額

イ 学校法人会計基準以外の基準等により会計処理をする場合

当該年度において消費する資産の取得価額及び当該年度における用役の対価の合計額から臨時的な支出（実務指針2-4にある資産処分差額、災害損失、過年度修正額、デリバティブ取引の解約に伴う損失等に相当する特別支出を指す。）額を差し引いて得た金額

(11) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下を**来さない**こと。

7 経常経費について（審査基準第1の10関係）

申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、5の（1）及び（2）を準用すること。

8 既設校の要件について（審査基準第1の12関係）

（1）既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとする。

（2）「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。

（3）「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連続して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を来していると認められる場合とする。

（4）既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。

ア 管理運営に当たっての法令及び寄附行為の遵守状況並びに法令等に

(4) 既に学校を設置している設置者が専修学校等を設置する場合にあっては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等を含まないものであること。

(5) 「財務状況が良好」とは、総負債比率（総負債／総資産×100）が50以下であり、かつ、過去3年間のそれぞれの年度の**消費支出** 比率（**消費支出（当該年度において消費する資産の取得価額及び当該年度における用役の対価をいう。）**

）／**帰属収入**×100）がいずれも**90以下**である場合をいう。

(6) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下を**きたさない**こと。

6 経常経費について（審査基準第1の9関係）

申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、5の（1）及び（2）を準用すること。

7 既設校の要件について（審査基準第1の11関係）

（1）既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとする。

（2）「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。

（3）「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連続して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を来していると認められる場合とする。

（4）既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。

ア 管理運営に当たっての法令及び寄附行為の遵守状況並びに法令等に

